

令和 8 年度 大阪市立高殿南小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条による）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「人権尊重の精神に徹し、情緒豊かな実践力のある児童」の育成のために「高殿南小学校いじめ基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）について
- ② 未然防止・早期発見のための取組について
- ③ 家庭・地域との連携について

※ 「いじめ」とされる中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であると考えている。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題として「規律」「学力」「自己有用感」と認識し、「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子ども」を育てることを基本姿勢とする。

(1) よりよい授業づくりについて すべての児童が参加できる、活躍できる授業が、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止にもつながると考える。分かる授業づくりやチャイムが鳴ったら着席するという習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、日々の授業を通じて互いの授業を見せ合うことにより改善・解決に向かうと考える。

(2) 自己有用感を高めるために

- ・ 児童会活動の一環であるたてわり班活動を中心に毎週木曜日に行われる児童集会など様々な行事に異学年交流に取り組み、与えられた役割を果たすことによって自分自身が自己有用感を感じ、高める機会になっている。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流を深めればよいといった認識ではなく、個々の児童の年齢や発達段階に応じた場や機会を提供していく。その上で、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことを学年・学級の実態に応じて場や機会を設定していく。

※ 自己有用感とは

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自分の有用性のことを自己有用感と呼びます。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成 未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まることを踏まえ、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も合理的で最も有効な対策になることと思われる。その考え方を教職員一同が共通理解し、毅然とした態度をとり続けることが上記の雰囲気の醸成につながるのだと考える。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付にくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・ ①児童のささいな変化に気付くこと、②気付いた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することを基本にする。気付きながらの見逃しや相談を受けながらの対応を先延ばしはしない意識を高くもたなければならない。
- ・ 気になる行為や変化が見られた時には管理職や生活指導部を中心に即座に対処し、5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、なにを、どのように）を基本にメモをし、教職員が共通理解しやすいように心がけ、今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行い、積極的に活用していくことが大切だと考える。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

まず、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合には、いじめ対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。ただし、加害児童に対して指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為として認められるもの場合には関係諸機関とも連携を取り、必要な対応を行っていくこととする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

学校長をはじめ、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援学級担当者、生活指導部長、当該学級の担任を基本として組織構成をする。

○ 年間計画の立案

授業改善に関わる取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習に関する取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、健康アンケートや個人面談などについてリストアップし年間計画を作成することを基本とする。これを受けて、たてわり班の交流活動を中心にしておくことや、校内での研究授業を実施することにより、教師の授業力向上を図る。また、児童会活動でのあいさつ週間を行うなど、上記にある児童の友人関係や社会性育成を目的とした取組を行っていく。

(例)

① 児童対象いじめアンケート調査の実施

② 人権教育実践研修会の実施

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ・ 児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題を学級担任任せの取組ではなく学年共通、全校共通の取組にすることを前提に進めていく。また、関係機関との連携についても窓口を設定し、常々情報を整理し、共通理解を図る。
- ・ ホームページや学校だよりを通して情報発信や啓発を行う。

(3) 取組内容の検証

取組内容の検証のために「取組評価アンケート」を行い、集計作業を終えた後に「校内組織」の会議を開催する。その後、話し合った内容を職員会議または校内研修会等ですべての教職員に「校内組織」での話し合いの結果を伝えていく。

7. 重大事案への対処

いじめの疑いに関する情報があつた場合

○ 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があつた場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

○ 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする。

○ いじめの事実の確認を行い、結果を学校長に報告する。

- 被害児童及びその保護者への適切な情報提供について十分に配慮する。

重大事態が発生した場合

- 学校長に重大事態の発生を報告（※学校長から大阪市教育委員会に報告）
 - ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてる疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校を調査主体とした場合

（学校長が重大事態の調査の主体を判断する）

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査をする。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要と考える。
- ※ これまでに学校で先行して調査をしている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報を適切に提供する。
- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。
- ※ 得られたアンケートでは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置が必要とする。
- 調査結果を学校長に報告（※学校長から大阪市教育委員会に報告）
- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合に、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。
- 上記の調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

○ 常に状況把握に努める

○ 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

いじめ情報

↓

①情報を集める。（教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「組織」に

↓ 情報を集める。※いじめを発見した場合はその場でその行為を止める）

②指導・支援体制を組む。（「組織」で指導・支援体制を組む。※学級担任等、

↓ 養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担）

③－A 子どもへの指導・支援を行う

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

3－B 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○連絡系統図

